二　政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正関係
　年金記録調査審議機関の意見を社会保障審議会の意見とみなすこととする期限を平成二七年六月三〇日までとすることとした。（第四条関係）
三　厚生労働省組織令の一部改正関係
　「政府が管掌する厚生年金保険及び国民年金の被保険者等に関する記録の管理に関すること」を年金局事業企画課の所掌事務とすることとした。（第一三〇条第二号関係）
四　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一二二号）（防衛省）
1　医療職俸給表㈠の適用を受ける事務官等及び医師又は歯科医師である自衛官に対する初任給調整手当の支給に係る官職の基準を改めることとした。（第八条の五関係）
2　管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により平日の午前零時から午前五時までの間に勤務した場合に支給される管理職員特別勤務手当の額を定めることとした。（第一条の二関係）
3　五五歳を超える特定職員の俸給の特別調整額等の減額支給の期間を平成三〇年三月三一日までの間とすることとした。（附則第四項～第一二項及び附則第一六項関係）
4　自衛隊教官が昇格をし、又は自衛官が昇任をした場合等における号俸の決定基準を改めることとした。（別表第一及び別表第一の二関係）
5　管理又は監督の地位にある職員のうち、その特殊性に基づき支給される俸給の特別調整額を改めることとした。（別表第四関係）
6　この政令の施行に伴い、必要な経過措置等を定めることとした。（附則第二条～第五条関係）
7　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一二三号）（内閣官房）
1　広域的運営推進機関を指定公共機関として追加することとした。
2　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

政　令

総務省組織令及び政策評価・独立行政法人評価委員会令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十五号

総務省組織令及び政策評価・独立行政法人評価委員会令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項、第八条並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（総務省組織令の一部改正）

第一条　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第十号を次のように改める。

十　独立行政法人評価制度委員会の庶務に関すること。

第六条第八号を削る。

第三十六条中「四人」を「五人」に改める。

第四十一条の二中「行政評価局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一　行政評価局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

二　政策評価審議会の庶務に関すること。

第四十二条第三号を削る。

第百二十一条中「政策評価・独立行政法人評価委員会」を「政策評価審議会」に改める。

第百二十三条の見出しを「（政策評価審議会）」に改め、同条第一項中「政策評価・独立行政法人評価委員会」を「政策評価審議会」に改め、同項第一号に次のように加える。

八　各行政機関の業務の実施状況の評価（当該行政機関の政策についての評価を除く。）及び監視に関する重要事項

第百二十三条第一項第二号中「及び口」を「からハまで」に改め、同項第三号中「独立行政法人通則法の規定（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十六条、国立大学法人法第三十五条及び総合法律支援法第四十八条において準用する場合を含む。）」及び「第五条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定及び総合法律支援法第四十二条第四項」を削り、同条第二項中「政策評価・独立行政法人評価委員会に」を「政策評価審議会に」に、「政策評価・独立行政法人評価委員会令」を「政策評価審議会令」に改める。

附則第十二条中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

（政策評価・独立行政法人評価委員会令の一部改正）

第二条　政策評価・独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

政策評価審議会令

第一条第一項中「政策評価・独立行政法人評価委員会」を「政策評価審議会」に、「「委員会」を「「審議会」に、「をもって」を「以内で」に改め、同条第二項及び第三項中「委員会」を「審議会」に改める。